

事務連絡
平成 17 年 2 月 14 日

各都道府県・政令指定都市
環境担当部局 御中

環境省総合環境政策局
環境研究技術室

平成 17 年度環境技術実証モデル事業の対象技術分野について

日頃より環境行政の推進に御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

環境省においては平成 15 年度より、先進的な環境技術について、第三者がその環境保全効果等をモデル的に実証する「環境技術実証モデル事業」を実施しております。今般、平成 17 年度環境技術実証モデル事業の実証対象技術分野について決定したので、通知いたします。

各都道府県及び政令指定都市におかれましては、本件の趣旨を御理解いただき、本事業における平成 17 年度の実証機関としての参画の可能性についてよろしく御検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成 17 年度実証対象技術分野については、今後、行政ニーズ等の必要性に応じ、追加を行うことがある旨、申し添えます。

平成 17 年度環境技術実証モデル事業の対象技術分野について

平成 17 年 2 月 14 日
環 境 省

環境省では平成 15 年度より、環境技術実証モデル事業（以下、「モデル事業」という。）を実施しているところです。モデル事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものです。平成 15 年度においては、酸化エチレン処理技術分野、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、山岳トイレ技術分野、平成 16 年度においては、上記に加え、化学物質に関する簡易モニタリング技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術）を技術実証の対象技術分野として事業を実施しています。

この度、環境省では、下記のとおり、平成 17 年度の実証対象技術分野を決定いたしました。下記技術分野については、平成 17 年度の早い時期に地方公共団体等を対象に、平成 17 年度の実証機関を公募・選定する予定です。なお、今後、行政ニーズ等の必要性に応じ、平成 17 年度の技術分野の追加を行うことがあります。また、15 年度から実施している「酸化エチレン処理技術分野」、「小規模事業場向け有機性排水処理技術分野」及び「山岳トイレ技術分野」につきましては、一部やむを得ず試験を継続する必要があるものを除き、受益者負担原則に基づく手数料徴収体制へ移行することとしておりますが、現在、その具体的手法を検討中であり、決定次第お知らせ致します。

（モデル事業について、詳しくはホームページ <http://etv-j.eic.or.jp/> をご覧下さい。）

記

1. 平成 17 年度より新規に実証の対象とする技術分野
湖沼等水質浄化技術分野【別紙参照】
（技術分野の内容）

流入汚濁負荷の削減だけでは水質改善が難しい湖沼等の閉鎖性水域において、水中、底泥等に蓄積した汚濁を直接浄化するための、または、汚濁負荷の内部生産を抑制するための技術分野。ただし、現場で直接適用可能なものを基本とし、しゅんせつ等大がかりな土木工事等を要するものは除く。

(対象となる技術の例)

ろ過・吸着・沈殿等による湖沼等の水質浄化技術、または、植物プランクトンの異常増殖の抑制による湖沼等の水質改善技術など。

2. 平成 16 年度に引き続き実証の対象とする予定の技術分野

(1)化学物質に関する簡易モニタリング技術分野

(技術分野の内容)

環境中の化学物質のうち、特に公定法が定められていない物質等を対象とした測定を、通常実施されている手法より簡易的に実施する技術。

(対象となる技術の例)

PRTR 法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)対象物質、内分泌攪乱作用が疑われる化学物質等を対象とした抗原抗体反応技術を応用した酵素免疫法、蛍光免疫法等による簡易分析法。

(2)ヒートアイランド対策技術分野(空冷室外機から発生する顕熱抑制技術)

(技術分野の内容)

多くの建物に付帯している空冷室外機から発生する顕熱を抑制することにより、ヒートアイランド対策を行うための技術分野。

(対象となる技術の例)

空冷室外機へ水を噴霧すること等により、水が蒸発するときの潜熱を利用して、冷却効果を高め、室外機から発生する顕熱を抑制する技術(装置)など。

(3)VOC 処理技術分野(ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術)

(技術分野の内容)

鍍金(めっき)・金属加工業等において、金属類を脱脂、洗浄する際に利用するジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤(VOC の一種)による排ガスを浄化するための技術分野。

(対象となる技術の例)

金属類を脱脂、洗浄する際に利用するジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤について、凝集法等により適切に処理する技術(装置)など。

(4)非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術)

(技術分野の内容)

旅館業等のようにこれまで有機汚濁排水処理以外の排水処理を想定していなかった既存の事業場において、ほう素等の非金属元素を含む排水を処理するための技術分野。

(対象となる技術の例)

ほう素等の非金属元素について、凝集沈殿法やイオン交換法等の方法による、省スペース・低コストで、既存の排水系統に付置できる排水処理技術(装置)など。

3. 原則手数料徴収体制に移行するもの

(1)酸化エチレン処理技術分野

(2)小規模事業場向け排水処理技術分野

(3)山岳トイレ技術分野

モデル事業では、1技術分野につき原則2年間を実証制度確立のための試行期間とし、この期間中は、実証に係る費用の大部分を国が負担しています。一方、3年目以降を迎える技術分野については、受益者負担の原則に基づき、申請者にも適切な負担を求める(申請者から手数料を徴収する)体制に移行することとしております。ただし、手数料の適切な内容及び徴収方法については、現在検討中であり、決定次第改めて通知します。

本件担当問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
環境省総合環境政策局 環境研究技術室

かみた
上田、安部

電話:03-3581-3351(内6244)

03-5521-8239(直通)

FAX :03-3593-7195

e-mail : etv@env.go.jp

湖沼等水質浄化技術分野

1. 湖沼の水質汚濁について

湖沼の水質については、閉鎖性の水域であり、一度汚濁物質がたまってしまうと浄化が困難であるなどの特有の条件を抱え、有機汚濁の指標である COD(化学的酸素要求量)の環境基準の達成率が、40%台と低い状態のまま推移している。

また、湖沼水質の悪化は、流域からのりん等の栄養塩と有機汚濁物質の流入と蓄積によって引き起こされ、植物プランクトンの異常増殖等による水道異臭味被害、景観障害が全国各地で発生している。

2. 湖沼水質保全対策について

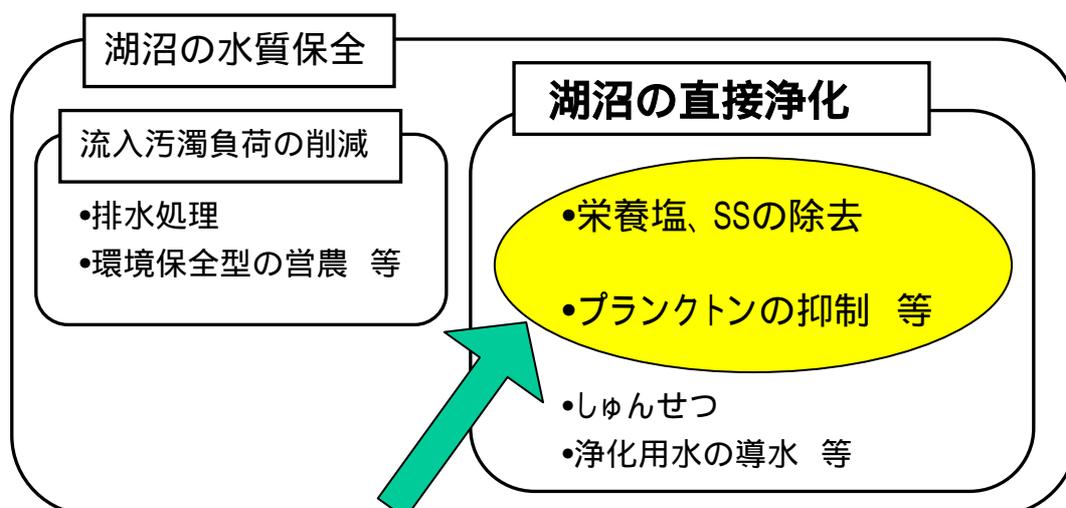
従来の有機物等に係る排水規制に加え、昭和 60 年より水質汚濁防止法に基づいて、富栄養化の原因となる窒素またはりん含有量に係る排水規制対象湖沼を指定して、排水規制を強化してきたが、依然として湖沼の水質改善ははかばかしくない。

廃水処理技術の開発等による湖沼へ流入する汚濁負荷の削減とならび、近年、湖沼の水そのものを直接浄化する技術が多く提案されてきている。

3. 今後の環境省における取り組みについて

湖沼へ流入する汚濁負荷の削減については、これまでどおり、積極的に推進する必要があるが、これとならび、近年発達の著しい、湖沼の水そのものを直接浄化する技術の開発と普及を図っていく。

本技術実証事業では、小規模な湖沼等の管理者でも導入が容易で、低コストで、処理の困難な汚泥の発生等も少ない技術を募集して技術実証を行うものとする。ただし、大規模な土木工事が必要で河川管理者が直接実施するべき底泥しゅんせつ事業等については対象としない。また、公共用水域で実施するため、化学物質や微生物等の使用については、その効果と安全性が客観的に証明されている場合に限る。



「湖沼等水質浄化技術分野」実証の対象